

共通	
Q 1	誰がこれらの補助金を受け取ることができるのですか？
A 1	補助対象となるのは医療従事者を派遣する医療機関等（派遣元）であり、派遣先及び派遣された医療従事者本人が受け取ることはできません。
Q 2	期間はいつからいつまでですか？
A 2	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われた派遣が対象になります。
Q 3	いつ支給されますか？
A 3	医療従事者の派遣終了後、実績報告をご提出いただきましたら速やかに支給の手続きを進めます。
Q 4	同一法人内での派遣は対象になりますか？
A 4	同一法人内で行った派遣は配置変更等とみなし、対象になりません。
Q 5	補助額はいくらですか？
A 5	各事業の補助上限額は次のとおりです。（上限額と実支出額を比較して少ないほうが対象額となります。） (1) 事業：(ア) 重点医療機関に派遣する場合 [医師] 1時間あたり15,100円 [薬剤師] 1時間あたり8,280円 (イ) 重点医療機関以外に派遣する場合 [医師] 1時間あたり7,550円 [薬剤師] 1時間あたり2,760円 (2) 事業： [医師] 1時間あたり2,265円 [医師以外] 1時間あたり562円 (3) 事業：(ア) 重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合 [看護師] 1時間あたり8,280円 (イ) 重点医療機関に派遣する場合 [医師] 1時間あたり15,100円 [医師以外] 1時間あたり5,520円 (ウ) 重点医療機関以外に派遣する場合 [医師] 1時間あたり7,550円 [医師以外] 1時間あたり2,760円
Q 6	派遣される医療従事者の人件費は対象経費になりますか？
A 6	派遣される医療従事者の人件費は対象外です。派遣にあたっての旅費、宿泊費等は対象となります。また、派遣後の診療体制を維持・構築するために新たに必要となった経費（賃金、委託料等）は対象となります。
Q 7	補助対象から控除されるのはどういったものですか？
A 7	本事業に関連した収入（例えば派遣先からの謝金の支払いや経費の負担等）があった場合、その収入分を差し引いての補助となります。
Q 8	条件を満たせば、3つの事業のうち複数申請することは可能ですか？
A 8	3つの事業で同じ対象経費を重複して申請することはできません。

(1) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	
Q 1	派遣される人はどういう人が対象になりますか？
A 1	医療機関の場合は医師が、薬局の場合は薬剤師が対象であり、その他の職種は対象になりません。なお、常勤・非常勤は問いません。
Q 2	どういった医療機関・薬局に派遣した場合に対象になりますか？
A 2	医師においては、府内全ての医療機関が派遣先の対象になります。薬剤師においては、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局への派遣が対象です。
Q 3	「感染（疑いがある場合を含む）し診療等が行うことができなくなった医師又は薬剤師」とは具体的にどういった人のことですか？
A 3	PCR検査等の病原体診断を受けるよう保健所から指示された医師又は薬剤師です。
Q 4	「感染の疑いがある場合を含む」となりますが、どの程度までが対象になりますか？
A 4	陽性が明らかとなった人と防護具をつけずに濃厚接触したなど、感染が疑われる状況にあり、PCR検査等の病原体診断を受けた人が対象になります。
Q 5	「診療等に従事することができない期間」とは具体的にいつからいつまでのことですか？
A 5	新型コロナ陽性者：PCR検査等を受けた日から退院もしくは療養解除された日まで 新型コロナ陰性者：PCR検査等を受けた日から陰性結果が出た日まで

<b>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業</b>	
Q 1	派遣される人はどういう人が対象になりますか？
A 1	医師や看護師などの医療従事者が対象です。なお、常勤・非常勤は問いません。
Q 2	補助上限額が(1)や(3)と異なるのはなぜですか？
A 2	各事業の補助上限額は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)」により定められた上限額を用いています。
Q 3	派遣先は救命救急センター、二次救急医療機関等とのことですが、派遣元に定めはありますか？
A 3	派遣元は府内全ての医療機関が対象になります。
Q 4	派遣期間に定めはありますか？
A 4	派遣期間は2か月間が上限であり、2か月を超えて常時派遣を行っている場合は対象になりません。また、1か月のべ5日以上以上の派遣を行うことが必要です。
Q 5	その他、注意すべき点はありますか？
A 5	派遣元が派遣する医療従事者について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合はその助成金分を控除した額での補助となります。

<b>(3) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業</b>	
Q 1	派遣される人はどういう人が対象になりますか？
A 1	医師や看護師、臨床工学技士などの医療従事者が対象です。なお、常勤・非常勤は問いません。
Q 2	軽症・中等症患者の治療を行うために派遣された場合は対象にならないのですか？
A 2	重症患者の治療のための派遣のみが対象です。
Q 3	重症患者とはどのような患者のことですか？
A 3	集中治療室(ICU)等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者のことです。
Q 4	病院間で自主的に行った派遣は対象になりますか？
A 4	都道府県の調整(派遣先、職種、人数、期間等)のもと行われた派遣が対象です。
Q 5	「医療機器を正しく扱える知識」とはどの程度のものでしょうか？
A 5	人工呼吸器や体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績があり、重症患者の治療にあたることのできる人が対象です。